議 案 第 ９ １ 号

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和４４年条例第１６号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和２年１１月２４日提出

富士見市長　星　野　光　弘

提 案 理 由

議長、副議長及び議員の期末手当の支給割合を改定するため、富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出します。

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和４４年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２０７．５」を「１００分の２０２．５」に改める。

第２条　富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２０２．５」を「１００分の２０５」に改める。

附　則

この条例は、令和２年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行する。